

児童センターランドセル来館について

摂津市立第1児童センター

児童センターは、放課後に一度帰宅してから利用するところですが「ランドセル登録」をすると、学校からランドセルを背負ったまま児童センターに来ることができます。

なお、本事業は放課後児童の安全確保を目的としていますが児童の所在を保障するものではなく直接来館できるほかは自由来館と何らかわりませんので、ご理解をお願いします。

1. 対 象

保護者の就労などにより「帰宅しても留守である」、「住所地により児童センターのクラブ活動に参加する時間が確保できない」などの市内在住在学の小学生

2. 利用申込み

「摂津市立児童センターランドセル来館利用申込書」を保護者が児童センターに提出し説明を受けて登録してください。

* 申込書は、年度ごとにご提出ください。

3. 利用日及び利用時間

学校登校日の児童センター開館日

児童センターの開館時間

4. その他

○ 就労内容など登録理由に虚偽があった場合や児童センターの規則に従わない場合等には、

利用をお断りします。

- 学童保育室に入室している児童は利用できません。